

被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 東日本大震災に起因する事情により、私立専修学校等が行う安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組及び地域の安全・安心を確保するための取組について、私立専修学校を設置する者等がそれらの取組を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において「私立専修学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校及び一般社団法人岩手県専修学校各種学校連合会をいい、「私立専修学校を設置する者等」とは、学校法人及び準学校法人並びに一般社団法人岩手県専修学校各種学校連合会をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金交付決定額の変更を伴わない経費の配分の変更とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分の制限に係る制限の期間)

第6 この補助事業により取得した備品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月2日から施行し、平成23年11月21日以降の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行し、この要綱による改正後の被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行し、この要綱による改正後の被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度以降の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月21日から施行し、この要綱による改正後の被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度以降の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行し、この要綱による改正後の被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度以降の予算に係る補助金から適用する。

別表第1（第3関係）

内 容	補 助 対 象 経 費	補 助 額
1 安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組	(1) 安心・安全な教育環境の整備に向けた取組に要する経費 放射線量の測定・公表、建物・道路・芝生等の洗浄、生徒及び教職員の健康相談・管理体制の充実 等 (2) 生徒が安心して学べる環境の整備に向けた取組に要する経費 生徒募集、進路・就職指導、入学・進学・就職に関する説明会・相談会の開催、関連情報の発信機能強化などきめ細かな支援 等 (3) 教育活動の継続に向けた取組に要する経費 実習・インターンシップ等の継続実施に必要な支援 等 (4) 学校の教育活動を通じた周辺地域の復興への貢献等を図るための取組に要する経費 専修学校・各種学校で修得した知識・技術等を活用した教職員・生徒による復興支援活動（複数校との連携による実施も可。）	補助対象経費に補助率（0.5）を乗じた範囲内の額 （千円未満切捨て） ただし、1（1）（放射線量の測定・公表、建物・道路・芝生等の洗浄、生徒及び教職員の健康相談・管理体制の充実に係る取組に限る。）、（4）及び2に掲げる取組については、補助対象経費に補助率（0.6）を乗じた範囲内の額 （千円未満切捨て）
2 地域の安全・安心を確保するための取組	(1) 放射線の知識・測定の実務・装置の操作・データ分析の能力等を習得する教育講座等の提供（当該校及び県内他校の生徒・教職員、地元住民、自治体職員等を対象）に要する経費 (2) 放射線計測関係機器の導入による地元の市町村、住民、企業等からの依頼に対し、土壌・水質等の検査及び情報提供に要する経費 (3) 自治体・医療機関・放射性研究機関等との連携等に必要放射線機器の共同利用（医療・放射線関係の教育活動を行う学校を対象）に要する経費	

ただし、岩手県・宮城県・福島県以外から復興支援活動に参加・協力する教職員・生徒に係る旅費については、所要経費の1/2を上限とする。

別表第2（第9関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める
	1 事業計画書 2 その他知事が必要と認める書類	第2号	1部 1部	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書	第3号	1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から14日以内
	1 事業計画書 2 その他知事が必要と認める書類	第2号	1部 1部	
規則第13条第1項の規定による書類	被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金実績報告書	第4号	1部	別に定める
	1 事業実績書 2 その他知事が必要と認める書類	第2号	1部 1部	